

漁業権の免許申請に係る審査基準

令和5年9月1日付け5水第120372号

香川県農政水産部水産課長

第1 目的

この判断基準は、個別漁業権（定置漁業及び区画漁業）の内容たる漁業の免許の申請における漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第72条第1項第1号及び第73条第2項第2号の審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

第2 個別漁業権（定置漁業及び区画漁業）における審査基準

定置漁業権及び区画漁業権における法第72条第1項第1号及び第73条第2項第2号の審査基準については、法の定めによるほか、次のとおりとする。

【法第72条第1項第1号関係】

漁業に関する法令を遵守しない者について

1 漁業に関する法令を遵守しない者の基準

法第72条第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」の基準は、漁業に関する法令の違反に係る累積点数（違反行為及び該当違反行為をした日を起算日とする過去5年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて次の各号に定めるところにより付した点数の合計をいう。）が6点以上となった日から5年を経過しないこととする。

- (1) 漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。） 3点
- (2) (1)に該当する場合を除き、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 2点
- (3) 法第190条各号のうちいずれかに規定する行為により知事の処分を受けたとき（(1)又は(2)に該当することとなった場合を除く。大臣許可に関すること及び漁獲割当管理に関するものを除く。） 2点
- (4) 法第193条第4号に規定する行為により知事の処分を受けたとき（(1)又は(2)に該当することとなった場合を除く。） 1点
- (5) 法第57条第1項の規定による許可又は法第58条で準用する法第38条の規定による起業の認可（以下「許可等」という。）の申請に関し虚偽の申請をしたとき 1点

2 漁業に関する法令の範囲

1 において、「漁業に関する法令」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法
- (2) 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- (3) 外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号）
- (4) 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
- (5) 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）
- (6) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 4 年法律第 940 号）
- (7) 上記の法律に基づく命令

【法第 73 条第 2 項第 2 号関係】

地域の水産業の発展に最も寄与する者について

法第 73 条第 2 項第 2 号に定める「地域の水産業の発展に最も寄与する者」については、次の基準により総合的に判断する。

- 1 法施行規則第 25 条第 2 項第 3 号の規定による事業計画書から、免許を受けることで当該漁場が適切に管理され、生産性の維持増大の取組みが見込まれること
- 2 前項の生産性増大の達成を通じ、地域の漁業所得の向上が図られる見込みがあること
- 3 地域住民に対し適切な就業機会を確保することにより、前 2 号を達成する見込みがあること
- 4 地域の漁業者や関係漁業協同組合に対し、積極的に事業計画書を説明し、理解又は協力を得るよう努めていること
- 5 地域の漁業者等と調和的な発展に向けて紛争が生じないよう調整が図られていること